

資料 4

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と
水域 PEC・予測ばく露量との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC・予測ばく露量の関係

評価対象農薬に係る、生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）・予測ばく露量との関係は、次のとおり。（詳細は、資料 3 参照。）

(A) 水域基準値案と水域 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
イソシクロセラム	0.0037				0.0021	0.0010

網掛け：水域基準値案の 10 分の 1 以上の PEC。

(B) 鳥類基準値案と鳥類予測ばく露量の関係

農薬名	基準値 (案) (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/kg 体重/日)				
		水稻単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
イソシクロセラム	120	対象外※	0.010	対象外※	0.0017	対象外※

※適用農作物等や使用方法からばく露しないと想定されるため

(C) 野生ハナバチ類基準値案と野生ハナバチ類予測ばく露量の関係

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
イソシクロセラム	成虫単回接触毒性	設定不要※	対象外※	μg/bee
	成虫単回経口毒性			μg/bee
	成虫反復経口毒性			μg/bee/day
	幼虫経口毒性			μg/bee

※適用農作物等や使用方法からばく露しないと想定されるため

2. 基準値設定後の対応

イソシクロセラムについては、水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下にならないため、新たに農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。